## 請願文書表

受理番号	請願第4号
件 名	紙おむつ支給事業の制度改正について
紹介議員	五十嵐完二、竹內 功、中山 均
要旨	令和2年10月から、対象者が変更となります。対象年齢を40歳以上に引き下げ、身体要件に認定調査における日常生活自立度を新たに加え、寝たきりの方または重度の認知症の方が支給対象となります。要介護1から要介護5で、常時おむつを必要とする方という身体要件が、令和2年10月から、要介護1から要介護5で、常時おむつを必要とし、介護保険認定調査票における障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1、C2または認知症高齢者の日常生活自立度が3a、3b、4、Mのいずれかに該当する方となります。今までは支給されていたのに、支給対象外となるお知らせが来ました。紙パンツが必要であるから、申請をして支給してもらっていましたが、要介護度や日常生活自立度だけで線引きされるのは非常に切ないです。今後、自己負担で賄うことになれば、負担が大きく、年金受給者は生活が苦しいです。
付 年月日 委員会	令和2年9月8日 市民厚生常任委員会
受 理	令和 2 年 8 月 25 日 第 220 号